

鳥取県告示第243号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 廃止の届出を受理した年月日 | サービスの種類 |
|------------|-------------|----------------|---------------|---------|
| 有限会社イージー | ゆずの里訪問介護 | 倉吉市関金町関金宿304-1 | 平成24年3月23日 | 訪問介護 |